

～社会に広げよう被害者支援の輪～



平成30年11月25日から12月1日までは

犯罪被害者週間

です！！



◎被害者等のための各種相談窓口◎

警察では事件や事故の被害に遭われた方や家庭内暴力、ストーカー、お子さんのいじめ問題などで悩んでいる方などの相談を受け付けています。

また、事件や事故による心の傷が癒されず悩んでいる方のために、民間被害者相談窓口のカウンセラーがあなたの話をお聞きします。

事件や事故でお悩みの方は、勇気を出してご相談ください。

<警察相談電話>

- 被害者相談
 - ・ 性犯罪相談 110番 # 8 1 0 3
 - ※ # 8 1 0 3で繋がらなかった場合
 - フリーダイヤル（札幌方面） 0 1 2 0 - 7 5 6 - 3 1 0
 - 同 上（札幌方面以外） 0 1 2 0 - 6 7 7 - 1 1 0
 - ・ 少年相談 110番（フリーダイヤル） 0 1 2 0 - 6 7 7 - 1 1 0
 - ・ 暴力団相談電話 0 1 1 - 2 2 2 - 0 2 0 0
- 一般相談
 - ◇ 専用電話 # 9 1 1 0



<民間被害者相談電話>

- ◇ 北海道被害者相談室（札幌） 0 1 1 - 2 3 2 - 8 7 4 0
- ◇ 性暴力被害者 サクラコ 支援センター北海道 (SACRACH) 0 5 0 - 3 7 8 6 - 0 7 9 9

◎犯罪被害給付制度について◎

犯罪被害給付制度は、故意の犯罪行為により、亡くなられた犯罪被害者のご遺族や重傷病を負い、又は傷害が残った犯罪被害者の方に対して、国が給付金を支給する制度です。

法律により給付金を受けることができる方や申請の期間・方法が規定されているほか親族間で行われた犯罪や犯罪被害者に原因がある場合には給付金の全部又は一部が支給されない場合があります。

また、労災保険などの公的補償を受けたり、損害賠償を受けた場合は、その額と給付金の支給額とが調整されますので、詳しい内容については警察本部又は最寄りの警察署にお問合せください

